省令

○総務省令第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十一日

総務大臣　高市　早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七条の三　特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 一　［略］ 二　その局は、次に掲げる既設の無線局（以下「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　ＰＨＳの基地局（設備規則第九条の四第七号イに規定するＰＨＳの基地局をいう。）又は陸上移動中継局 三　［略］	**第七条の三**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ (3)　ＰＨＳの基地局（設備規則第九条の四第四号イに規定するＰＨＳの基地局をいう。）又は陸上移動中継局 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［2・3　略］ 4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） (1)　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数（無線標定業務を行うものにあつては、総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。） (2)～(5)　略］ ［五～十一　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ (1)　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数 (2)～(5)　同上］ ［五～十一　同上］